

上板町から 転出される方へ

1. 転入の手続きは、新住所に住み始めた日から14日以内に下記のものを持参して、転入地の市区町村役場に届出をしてください。
 - ① 転出証明書
 - ② 印鑑
 - ③ 個人番号・通知カード、住民基本台帳カード(交付を受けている方)
 - ④ 国民年金手帳 (加入されている方)
 - ⑤ 本人確認できるもの (運転免許証、パスポート等の公的機関発行の顔写真付き身分証明書)
2. 次の資格をお持ちの方は、それぞれ次のような手続きが必要です。

	上 板 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
印鑑登録をされている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格は喪失します。 ・ 印鑑登録証を住民人権課へお返しください。 	新たに印鑑登録をしてください。
国民年金に加入されている方 (1号被保険者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きは不要です。 	手続きは不要です。
年金を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きは不要です。 	手続きは不要です。
国民健康保険に加入されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出(予定)日に資格が喪失します。 ・ 保険証を税務課へお返しください。 	加入の手続きをしてください。
公立小・中学校に在学されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で手続きをしてください。 ※ 在学証明書 ※ 教科書用図書給与証明書 	左記の書類を持参して市区町村(教育委員会)の窓口で手続きをしてください。
児童手当を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健課で消滅届を出し、税務課で児童手当用の所得証明書をお取りください。 	左記の所得証明書を持参して手続きしてください。
後期高齢者医療被保険者である方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出(予定)日に資格が喪失します。 ・ 税務課へ後期高齢者医療被保険者証をお返しください。 	印鑑を持参して資格取得の手続きをしてください。
介護保険証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出(予定)日に資格が喪失します。 ・ 保険証を福祉保健課へお返しください。 ・ 要介護(支援)認定を受けている方は、受給資格証明書を福祉保健課でお受取りください。 	加入の手続きをしてください。受給資格証明書をお持ちの方は持参してください。
町営水道を使用されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出の際は、水道課で休止、廃止等の手続きをしてください。 	
防災行政無線をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出の際は、企画防災課まで返却してください。 	